

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- 1 当社グループは、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、企業の社会的責任を果たすべく、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置付けています。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する実効的なコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。
- 2 当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、次のとおりとします。
 - (1) 株主の権利を尊重し、その平等性を確保する。
 - (2) 株主、顧客、取引先、従業員、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと良好な関係を築き、適切に協働する。
 - (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
 - (4) 取締役会による業務執行に対する監督機能の実効性確保に努める。
 - (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-2(1) 現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

経営陣の報酬は、業績と連動した役員報酬枠を設けることで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能すると考えております。現時点では、自社株報酬は導入していません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針については、「東亜合成グループ コーポレートガバナンス基本方針(以下「基本方針」といいます。))としてとりまとめ、当社ホームページで公表しておりますのでご覧下さい。
(URL:<http://www.toagosei.co.jp/csr/effort/pdf/c170330.pdf>)

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

- 1 当社は、取引関係の維持強化、業務提携の構築等の観点から当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合、当該取引先等の株式(以下「政策保有株式」といいます。)を取得・保有します。
- 2 当社は、毎年定期的に、主要な政策保有株式について、当該取引先との総合的な関係の維持強化および保有による経済的合理性を総合的に勘案し、その保有効果等について検証したうえで、取締役会において報告を行います。
- 3 政策保有株式に係る議決権の行使については、当該取引先の企業価値の向上に繋がるか、当社の株主価値を損なうおそれがないか等総合的に勘案し、個別の議案への賛否を判断することとします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

- 1 当社と取締役との競業取引や利益相反取引は、当社においては株主共同の利益を毀損することを防止するため、法令および取締役会規則等に基づき、予め取締役会の承認を得たうえで、その取引結果は速やかに取締役会に報告します。利益相反取引にかかわる取締役は、当該取締役会の審議に参加しないものとします。
- 2 当社と子会社または主要株主(総議決権10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者)等との重要な取引または定型的でない取引については、取締役会規則等に基づき、取締役会における事前の承認を得たうえで行うものとします。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- 1 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社グループのビジョンは次のとおりです。

(1)企業理念

当社グループは、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」を企業理念としており、その詳細を当社ホームページにおいて公表しております。

(URL:<http://www.toagosei.co.jp/company/organization/philosophy.html>)

(2)経営理念

当社グループの経営理念については、詳細を当社ホームページにおいて公表しております。

(URL:<http://www.toagosei.co.jp/company/organization/management.html>)

(3)経営計画

当社グループは2017年度を初年度とする中期経営計画「成長への軌道2019」を策定しており、その詳細を当社ホームページにおいて公表しております。

(URL:<http://www.toagosei.co.jp/ir/management/plan.html>)

2 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、基本方針に記載のとおりです。

3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1)当社の取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役を除く。)の報酬等は、以下に掲げる観点を勘案し決定しております。

- (a)その職務と責務、成果にふさわしい水準とし、適切、公正かつバランスのとれた額とします。
- (b)中長期的な企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優れた人材の確保に配慮した体系とすることとします。
- (c)他社の報酬水準、当社における使用人等の報酬、社会・経済情勢、および取締役の考課等を勘案し、適切に決定します。
- (2)取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役を除く。)の報酬等は、月額報酬と賞与で構成され、月額報酬は月額固定報酬と業績連動報酬とします。業績連動報酬については各事業年度の会社業績や役員個人の職責、短期的および中長期的な観点での職務遂行状況等を基礎とし、経営環境等も勘案して金額を決定します。
- (3)監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役には、独立した立場から経営の監督機能を担う役割を重視し、業績連動報酬の支給は行いません。
- (4)当社取締役会は、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として社外取締役が参画する報酬委員会を設けています。報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役の報酬体系および個別の報酬について検討し、答申を行うこととします。
- (5)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会において決議された総額の範囲内で、代表取締役が原案を作成し、報酬委員会の検討結果の答申を受領のうえ、成案を取締役会の決議によって決定します。
- (6)監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容等を勘案し、監査等委員会の協議により決定します。
- 4 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (1)当社の取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役を除く。)の選任基準は次のとおりとします。
- (a)当社グループの中長期的な経営計画の実現に向け、当社グループの経営管理および事業運営に関し優れた見識・能力および豊富な経験を有する者、または、当社グループの事業活動に関する十分な理解を持ち、当社の取締役等の業務執行の監督を的確、公正に遂行することができる経験と見識を有している者。
- (b)公明正大で優れた人格、見識、職務遂行能力を有し、高い倫理観に基づいて経営管理および事業運営ならびに業務執行に対する監督を公正かつ適切に遂行し得る者。
- (2)監査等委員は、高い倫理観、公正性かつ誠実性を有し、当社グループの経営の健全性、透明性の確保に貢献できる者を選任します。また、当社の監査等委員のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならないものとします。
- (3)当社取締役会は、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として社外取締役が参画する指名委員会を設けています。指名委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役候補者の選任手続、資質、選任理由、および独立社外取締役候補者の独立性基準等について検討し、答申を行うこととします。
- (4)取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任は、代表取締役が候補者名簿の原案を作成し、指名委員会での検討結果の答申を受領のうえ、成案を取締役会の決議によって決定します。代表取締役は、候補者の選任にあたり基本方針第14条(取締役の資質)に定める資質等を考慮するほか、重任の取締役候補者については、当該候補者の取締役としての事業活動の内容、成果等を考慮して候補者としての名簿を作成することとします。
- (5)監査等委員の候補者は、代表取締役が候補者名簿の原案を作成し、指名委員会の検討結果の答申を受領のうえ、成案を監査等委員会の同意を得て取締役会に提案し、取締役会の決議によって決定します。代表取締役は、基本方針第14条第3項(独立社外取締役の資質)および第20条(監査等委員の資質)に規定する資質等を考慮して、監査等委員の候補者名簿の原案を作成することとします。
- 5 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
- 当社の取締役・監査等委員候補者の略歴・選任理由は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者および監査等委員候補者のいずれについても、第105回定時株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1(1). 経営陣への委任の範囲】

取締役会は、業務執行にかかる意思決定を迅速に行うため、法令および取締役会規則等の社内規程に従い、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、経営計画、取締役等の選解任および報酬、その他特に重要な個別の事業計画・投資等を除き、業務執行の意思決定については代表取締役以下当該業務を執行する業務執行取締役に委譲し、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図ることとします。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性基準および資質】

1 当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものと判断します。

- (1)
- (a)現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人)であった者
- (b)当社を主要な取引先とする者、またはその者が会社である場合はその業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人)
- (c)当社の主要な取引先である者、またはその者が会社である場合はその業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人)
- (d)当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士等の会計専門家、コンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
- (e)当社の大株主またはその者が会社である場合はその業務執行者
- (f)当社から多額の寄付を受けている者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)
- (g)上記(a)から(f)までのいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族
- (h)過去3年間に於いて、上記(b)から(g)までのいずれかに該当していた者
- (2)当社の社外取締役としての在任期間が8年を超える者
- 2 独立社外取締役候補者の選任にあたっては、取締役会における率直かつ闊達な意見の提案を行い得るよう、会社経営、会計、法曹、行政、学術等の分野で豊富な経験と深い専門的見識を有するとともに、当社グループの事業に関して関心を抱き、経営全体を俯瞰する立場から適時的確に意見表明をし、取締役等の業務執行に対する監督を行い得ると認められる者を選任します。

【補充原則4-11(1). 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

- 1 当社は、実効性ある経営体制および取締役会における実効性ある議論を確保するために、取締役の人数を8名以上15名以下(監査等委員である取締役を含む。)とします。なお、現在の取締役は13名です。
- 2 当社は、取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役を除く。)候補者の選任にあたり、研究開発、技術生産、営業・業務、管理・経営企画等当社グループの各事業分野について豊富な経験と深い知識を有するものをバランスよく選任します。
- 3 独立社外取締役候補者の選任にあたっては、当社が定めた独立性基準を満たすとともに、会社経営、会計、法曹、行政、学術等の多様な分野における豊富な経験と深い専門的見識を有する人材を選任するなどして、監督的立場にある独立社外取締役の知識・経験のバランスに配慮しています。

【補充原則4-11(2). 取締役の兼任状況】

当社は、基本方針において、独立社外取締役に関し、特段の事由がある場合を除き当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任しないこととしています。

当社取締役の他上場会社役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知事業報告および有価証券報告書において毎年開示しています。現在、社外取締役中西智が株式会社SMFGカード&クレジット、株式会社セディナおよびSMBCファイナンスサービス株式会社、社外取締役原田力が室町殖産株式会社の役員をそれぞれ兼任しておりますが、上場・非上場を問わず、いずれも当社以外の兼任は3社以下であります。また、社外取締役中西智の兼任のうち、株式会社SMFGカード&クレジットおよびSMBCファイナンスサービス株式会社については、非常勤の取締役であります。したがって、当社取締役としての役割・責務を適切に果たすことに何ら支障はないと判断しております。

【原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、全取締役に対して、取締役会の構成、運営、実効性、支援体制および取締役会への貢献に関するアンケートを実施し、その集計結果および寄せられた意見をもとに取締役会で議論を行いました。

その結果、規模、開催頻度、審議事項の選定、審議時間の確保および監査・監督に必要な情報の提供については適切であると評価されるなど、当社取締役会は概ね実効性が確保されていることを確認しました。一方で、審議資料における要点の明確化やトレーニング機会の提供など、課題として指摘された事項については、審議資料の質的向上やトレーニング機会の充実などが必要であると確認・共有しました。

今後も、指摘された課題の改善を図るとし、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14(2) 取締役のトレーニング】

1 当社は、取締役がその役割、責務を適切に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス等を含む事項に関し、就任時および在任中適時に、個々の取締役の職務に有用な研鑽の機会の提供や費用の支援を行うこととしています。

2 当社は、新任独立社外取締役に対して、就任時および在任中、継続的に、当社グループの経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき理解を深める機会を設けるとともに主要拠点の視察等の機会を提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

1 当社グループは、株主との建設的な対話を通じて、当社経営方針等に対する適切な理解を得ることにより当社の持続的成長と中長期的企業価値の向上を図ります。

2 株主との建設的対話全般については、IR広報部が主にこれを担当し、IR担当取締役が統括することとしています。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績等に関する情報を適時適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させ、当社の経営戦略等に対する的確な理解を得られるよう努めています。

3 積極的な対話を進めるために、機関投資家に対しては決算説明会の開催その他合理的な範囲で個別面談を行い、また自社ホームページでの情報開示を積極的に行っています。

4 株主との対話において得られた意見や質問等は、必要に応じて経営会議や取締役会に報告し、情報共有に努めます。

5 当社グループは、インサイダー情報の漏洩を防ぐため、未公表の重要事項の取り扱いに関する「内部情報管理規程」を制定し適切に運用しています。また、情報開示を管掌するIR担当取締役を委員長とし、コーポレート部門長が選任する者およびその他委員長が特に選任する者を委員とする「IR委員会」を設置し、各委員は、自己の担当する業務情報のうち適時開示すべきものを含めIRに関する情報を委員会に報告することにより、インサイダー情報の漏洩防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,937,900	4.50
株式会社三井住友銀行	5,818,105	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,646,600	4.28
東亜合成取引先持株会	4,243,482	3.21
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	3,562,031	2.70
東亜合成グループ社員持株会	2,871,424	2.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,824,288	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,344,000	1.78
農林中央金庫	1,972,084	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,968,100	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1 平成29年11月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キルターン・パートナーズ・エルエルピーが同年11月9日付で以下の通り株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、同社の平成29年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)
キルターン・パートナーズ・エルエルピー(Kiltearn Partners LLP)(6,677千株、5.06%)

2 平成28年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、SMBC日興証券(株)および(株)三井住友銀行が平成27年12月31日付でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、各社の平成29年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)

S M B C日興証券株式会社(77千株、0.06%)

株式会社三井住友銀行(5,818千株、4.41%)

3 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループから平成25年6月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書の写しにより同年6月10日付で(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJ投信(株)および三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)がそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の平成29年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、三菱UFJ投信株式会社は、平成27年7月1日付で三菱UFJ国際投信株式会社に商号変更されました。

氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)

株式会社三菱東京UFJ銀行(5,648千株、2.14%)

三菱UFJ信託銀行株式会社(8,359千株、3.17%)

三菱UFJ投信株式会社(509千株、0.19%)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(292千株、0.11%)

(注)平成27年7月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行いました。上記の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しております。

4 三井住友信託銀行(株)から平成24年11月6日付で提出された大量保有報告書の変更報告書の写しにより同年10月31日付で三井住友信託銀行(株)、三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)および日興アセットマネジメント(株)がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の平成29年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)

三井住友信託銀行株式会社(9,966千株、3.78%)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(426千株、0.16%)

日興アセットマネジメント株式会社(590千株、0.22%)

(注)平成27年7月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行いました。上記の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中西 智	他の会社の出身者													
小池 康博	学者													
原田 力	他の会社の出身者													
北村 康央	弁護士													
高野 信彦	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

中西 智			<p>兼職の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社SMFGカード&クレジット 取締役 株式会社セディナ 代表取締役社長 SMBCFファイナンスサービス株式会社 取締役 	<p>中西智氏を社外取締役を選任した理由は、金融機関での経歴と豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したためであります。</p> <p>中西智氏は、当社のメインバンクである三井住友銀行の代表取締役兼副頭取執行役員を務めておりましたが、平成25年4月に退任し、すでに4年11ヶ月が経過しております。また、三井住友銀行が保有する当社株式は、発行済株式総数の4.4%にとどまること、ならびに三井住友銀行からの借入額は、借入金全体の27.0%で、他の金融機関と比べ突出していないことおよび自己資本金額の1.8%に過ぎないことから、当社の経営陣に同行のコントロールが及んでいるということはありません。</p> <p>以上から、一般株主と利益相反の生じるおそれはない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
小池 康博			<p>兼職の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 慶應義塾大学理工学部教授 慶應義塾大学フォトンクス・リサーチ・インスティテュート所長 学校法人慶應義塾評議員 	<p>小池康博氏を社外取締役に選任した理由は、理工学部教授として培われてきた専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したためであります。</p> <p>以上から、一般株主と利益相反の生じるおそれはない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
原田 力			<p>兼職の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 室町殖産株式会社 監査役 	<p>原田力氏を監査等委員である社外取締役に選任した理由は、金融機関での経歴と豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断したためであります。</p> <p>原田力氏は、当社のメインバンクである三井住友銀行の執行役員を務めておりましたが、平成15年6月に退任し、すでに14年9ヶ月が経過しております。また、三井住友銀行が保有する当社株式は、発行済株式総数の4.4%にとどまること、ならびに三井住友銀行からの借入額は、借入金全体の27.0%で、他の金融機関と比べ突出していないことおよび自己資本金額の1.8%に過ぎないことから、当社の経営陣に同行のコントロールが及んでいるということはありません。</p> <p>以上から、一般株主と利益相反の生じるおそれはない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
北村 康央			<ul style="list-style-type: none"> 弁護士(北村・平賀法律事務所パートナー) 	<p>北村康央氏を監査等委員である社外取締役に選任した理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断したためであります。</p> <p>以上から、一般株主と利益相反の生じるおそれはない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
高野 信彦			<p>兼職の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 税理士 	<p>高野信彦氏を監査等委員である社外取締役に選任した理由は、税理士資格を持ち、過去に国税庁における役職や熊本国税局長を歴任するなど、会計・税務に関する豊富な知識・経験等を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断したためであります。</p> <p>以上から、一般株主と利益相反の生じるおそれはない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査部を設置し、当社使用人を専任のスタッフとして複数配置しています。また、当該スタッフについては、もっぱら指揮命令権を監査等委員会に委譲するとともに、人事異動・考課等は事前に監査等委員会の同意を得ることとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および監査実施結果の説明を適宜受けるとともに、必要に応じ会計監査人と意見交換を行います。

また、監査等委員会は、内部統制室から内部統制の運用状況について報告を受けるほか、定期的に情報共有を行うなど密接な連携を保つことで、監査体制の充実を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として社外取締役が参画する指名委員会および報酬委員会を設けています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役を除く。)については、業績連動型報酬を導入しております。また、現時点では自社株報酬は導入しておりませんが、ストックオプション制度については、平成12年および平成13年に株主総会の承認を経て、導入した実績があります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年12月期に当社が支払った役員報酬の内容

監査等委員でない取締役(10名)に支払った報酬 201百万円

(うち社外取締役3名に支払った報酬 18百万円)

監査等委員である取締役(4名)に支払った報酬 41百万円

(うち社外取締役3名に支払った報酬 26百万円)

合計(14名) 242百万円

(うち社外取締役6名の合計 44百万円)

(注)1 上記には、平成28年3月30日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名を含んでおります。

2 当社は使用人兼務取締役に対し使用人給与(賞与含む)は支給していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない独立社外取締役を除く。)の報酬は月額報酬と賞与で構成され、株主総会決議により定められた報酬限度の範囲で支給しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の月額報酬は、職務、責任、成果および会社業績を勘案し、取締役会で決定しております。月額報酬に加え賞与を支給するときは、月額報酬を含め株主総会決議により定められた報酬限度の範囲で、取締役会で決定し支給いたします。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関する取締役会の決議にあたっては、報酬委員会への諮問・答申を経ることといたします。

監査等委員である取締役の月額報酬は、株主総会決議により定められた報酬限度の範囲で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査部が監査等委員会の補助業務を担当しております。また、独立社外取締役は、経営会議の事務局である経営戦略本部から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて取締役会資料の内容の説明を受けます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
橋本 太	相談役	経営および過去の経緯等に関する相談要請に応じた助言	非常勤・報酬有	2015/3/27	1年
中川 和明	顧問	経営および過去の経緯等に関する相談要請に応じた助言	非常勤・報酬有	2015/11/24	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 2名

その他の事項 更新

・現経営陣からの相談要請に応じて助言を行うものであり、業務執行およびその監督には関与していません。

・選考基準等を社内規程で定めるとともに、選任は取締役会において決議しております。

・橋本太氏は代表取締役社長退任後、2016年3月30日まで取締役会長を務めておりました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレートガバナンス体制として、取締役会、経営会議、監査等委員会および会計監査人を設置しています。

1 取締役・取締役会

当社取締役会は、取締役13名(監査等委員である取締役4名を含む)で構成しています。独立社外取締役5名が、主に取締役会の経営監督機能を強化する役割を担っております。当社の取締役会は、社外取締役を交え闊達な議論を行い、会社の経営方針、経営戦略などの経営上重要な事項の意思決定を行い、取締役・執行役員の業務執行に対する監督の役割を果たしております。

2 経営会議

業務執行取締役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会決議により委譲された決定事項につき、業務の運営に関する実務的な協議を行っております。

3 監査等委員会による監査

監査等委員会は、取締役4名(うち社外取締役3名)から構成され、取締役会への出席や定期的に行う監査等委員会での意見交換により、業務執行を監査しております。

4 監査等委員会の機能強化に係る取組状況

当社は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員を選任しております。

原田 力氏:金融機関における長年の経験があります。

高野信彦氏:税理士資格を持ち、過去に国税庁における役職や熊本国税局長を歴任するなど、会計・税務に関する豊富な知識・経験があります。

5 会計監査人

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりであります。

公認会計士の氏名	所属する監査法人名	当社の監査年数
----------	-----------	---------

池内 基明	新日本有限責任監査法人	-
-------	-------------	---

櫛田 達也	新日本有限責任監査法人	-
-------	-------------	---

(注)監査年数は、7年を超えるものについて記載しております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、公認会計士試験合格者等17名およびその他11名であります。

6 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等を除く)との間で、会社法第423条第1項の責任について、100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含めた取締役会による経営の意思決定および業務執行の監督と取締役・執行役員による業務執行とを分離するなど意思決定の迅速化を図り、経営監督機能を確保するため、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の3週間程度前の早期発送を心がけております。平成30年3月29日開催の当社第105回定時株主総会にかかる招集通知は平成30年3月2日付で発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類については、英文版を作成し、当社ホームページで公表しております。
その他	当社ホームページにおいて、招集通知および決議通知ならびに株主総会議案の議決結果(賛否の票数を含む)を公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として2月と8月にアナリストを対象として当社決算についての説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会、招集通知等をIR資料として掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当取締役の所管としてIR広報部を設置し、部長1名(管理職)のほか専任の担当者1名を配置しております。	
その他	IR担当部署 IR広報部 IR担当取締役 グループ経営本部長 伊藤克幸 IR事務連絡責任者 IR広報部 根本 洋	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の東亜合成グループ行動憲章および東亜合成行動基準マニュアルにおいて、各ステークホルダーとの関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>レスポンシブル・ケア(RC)基本方針として「製品の開発から使用後の廃棄に至る過程のあらゆる段階において、製品安全、保安衛生、環境保全に配慮し、顧客・社会からの信頼性向上に努める」を掲げ、製品の安全性の確認、地域社会の皆様と働く者の安全の確保、および環境の保全にグループ全体が一丸となって取り組んでいます。</p> <p>また、「日本レスポンシブル・ケア協議会」その他の各種団体にも加盟し、化学業界全体の環境保全活動にも積極的に参画しています。</p> <p>これらの活動を推進する体制としては、国際規格であるISO14001の認証を当社および主要子会社で取得し、このシステムに則って毎年具体的な目標を掲げて継続的な改善を進めています。</p> <p>環境・安全に対する取組み状況については毎年発行している東亜合成グループレポートに取りまとめ、広く関係する方々に配布するとともに当社ホームページでも公開しています。</p>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、株主、ステークホルダーならびにより多くの人に対して当社の正しい情報を積極的に開示するため、「IR委員会規程」を設け、当該規程に則った情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、次のとおり決議しております。

1 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)行動憲章

当社は、企業理念「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」の下に、当社および子会社から成る東亜合成グループ全ての役員・使用人を対象として、「東亜合成グループ行動憲章」および「東亜合成グループ行動基準マニュアル」を定め、当社および子会社の役員・使用人に対しその周知・徹底を図る。

(2)取締役会

当社取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」に従い、経営上重要な事項を決定するとともに、経営の健全性と効率性双方の観点から取締役の業務執行の監督を行う。

(3)監査等委員会および監査部

(a)監査等委員会設置会社である当社は、当社および子会社の取締役・使用人の職務執行については、監査等委員会の定める監査方針に従い、監査等委員会の監査対象とする。

(b)常勤監査等委員は、出席した重要会議において報告を受けた事項等に関し、定期的に開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員との間で情報の共有を図ることとする。

(c)当社は、監査部を設置し、当社および子会社のコンプライアンスの状況、業務の適正性に関する内部監査を実施する。監査部は、その結果を適宜、監査等委員会および代表取締役に報告する。

(4)コンプライアンス委員会

(a)当社は、「コンプライアンス委員会規程」を制定し、代表取締役社長が指名する、担当取締役および社外委員で構成するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、東亜合成グループ全体のコンプライアンスの実践状況を監督・調査し、必要に応じ勧告を行う。

(b)当社は、東亜合成グループにおける内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン(コンプライアンス・ホットライン)」を設け、当該ホットラインについては子会社の役員・使用人も利用可能とする。当該ホットラインの機能は、当社内窓口と顧問弁護士事務所の2系統とする。また、当社は、当該制度に基づく通報を行った者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(c)当社は、当社および子会社の役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を随時実施する。

(5)CSR推進会議

当社は、「CSR推進会議規程」を制定し、CSR推進会議を設置する。CSR推進会議は、東亜合成グループのCSR(企業の社会に対する責任)を果たすための取り組み状況を、監査により確認する。CSR推進会議議長は、必要と認める都度会議を開催し、当該監査結果の報告を受け、今後の施策について審議する。

(6)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決することを、東亜合成グループ行動憲章および東亜合成グループ行動基準マニュアルに定め、当社および子会社の役員・使用人への周知・徹底を図る。

平素から警察等の外部専門機関と情報交換を行うなど協力関係を確立し、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」その他の関連内規に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務の執行にかかる文書および電磁的記録を適切に保存・管理するとともに、取締役が当該情報に随時閲覧可能な体制とする。

3 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理

当社は、「東亜合成グループリスク管理規程」を制定し、代表取締役社長が指名する担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社および子会社の事業上の重要なリスクを把握し横断的なリスク検討・分析を行い、リスクごとに責任担当者および担当部署を定め、適切な事業継続計画(BCP)を策定し、予防・回避を目的としたリスクマネジメントを行う。

(2)危機事態への対応

当社は、「東亜合成グループリスク管理規程」および「東亜合成グループ危機事態対応規程」に基づき、当社または子会社に不測の事態が発生した場合には、規程に定める連絡体制に従い情報を収集のうえ、発生した危機事態の程度に応じて当社代表取締役社長の指揮のもとグループ対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限化を図る。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入して経営と執行を分離し、的確な意思決定、効率的な業務執行の実現および業務執行責任の明確化を図る。

(2)中期経営計画

当社は、取締役会決議により東亜合成グループ全体を網羅する中期経営計画および各事業年度計画を決定し、これに基づき当社および各部門の目標を定めて管理する。

(3)経営会議

経営会議は、取締役会においてより慎重な審議を行うため取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、経営会議規則に則り、取締役会付議事項に次ぐ業務執行に関する重要事項にかかる審議・決定および個別の業務執行にかかる実務的な協議等を行い、各業務執行取締役の連携を確保し職務執行の効率性を図る。

(4)取締役会の決定に基づく業務執行

当社は、「組織・職務権限・職務分掌規程」に従い、各コーポレート部門・各執行部門の責任者およびその責任、業務執行手続の詳細について定

める。

5 子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、「関係会社管理規程」に従い、業務執行状況・財務状況など経営管理に必要な情報を、当社管轄責任部門に対し定期的に報告するとともに、子会社が重要な経営判断を行うにあたっては、「関係会社管理規程」に従い当社に報告のうえ承認を得る。各子会社は、オール東アジア予算会議等において各子会社の経営状況・財務状況などにつき、当社に報告を行う。

6 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の子会社管理制度

当社は、「関係会社管理規程」に従い、各子会社が営む事業に応じて各社毎に定めた管轄責任部署および支援部門を設置し、子会社の業務遂行に対する管理および支援を行う。当社経営戦略本部は、東亜合成グループ全体の経営戦略を策定し、全体的総括的な子会社管理業務を行う。

(2) その他の支援体制

当社は、主要な子会社に対して、当社で利用する基幹業務システムの提供、間接業務を請け負う子会社の運営など子会社業務の効率化に資する支援を実施する。

7 当社監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査部を設置し、当社使用人を監査等委員会の専任スタッフとして配置する。

8 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当該スタッフの独立性を確保するため、監査部には、複数の専任スタッフを配置し、当該使用人についてはもっぱら指揮命令権を監査等委員会に委譲し、当該社員の人事異動・考課等は、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

9 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

(1) 経営会議付議事項の報告

法令、定款その他内規に定められた報告の他、当社経営会議事務局は、監査等委員会に対して経営会議に付議された事項および報告された事項について原則として月例報告を行う。

(2) 取締役・使用人の報告体制

取締役・使用人の報告体制について定める内規に従い、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人は、当社の業務あるいは業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するほか、監査等委員会の求めに応じて必要な報告を行う。

(3) 企業倫理ヘルプライン

当社は、「コンプライアンス委員会規程」に従い、「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」の運用状況、内部調査結果を定期的に監査等委員会に報告する。

(4) 内部統制部門

内部統制室は、監査等委員に対し内部統制の運用状況について報告を行うほか、監査等委員会と定期的に情報共有を行うなど密接な連携を保つ。

10 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる費用の方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。通常の監査費用以外に緊急の監査費用が発生するときは、当該請求にかかる費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、予め定めた所定の手続に従いこれに応じる。

11 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社取締役および使用人に対して監査等委員会への報告を求めることができる。また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受ける等定期的に情報交換を行い、監査等委員会、監査部および会計監査人間の相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決することを、東亜合成グループ行動憲章および東亜合成グループ行動基準マニュアルに定め、当社および子会社の役員・使用人への周知・徹底を図っています。

平素から警察等の外部専門機関と情報交換を行うなど協力関係を確立し、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、一切の関係を遮断しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

2 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)

当社は、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において導入し、その後も継続しておりました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の一部変更および継続を、平成28年3月30日開催の当社第103回定時株主総会において決定いたしました。導入の目的およびスキームの概要は以下のとおりです。

(1)導入の目的

大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること等を目的としております。

(2)スキームの概要

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとします。

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

上記にかかわらず、下記いずれかの事由に該当し、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます)において対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(a)特別委員会が対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合

(b)取締役会が、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断した場合

株主意思確認総会において、対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、大規模買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、株主意思確認総会の終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

買収防衛策の詳細につきましては、平成28年2月4日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の一部変更および継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

(当社ホームページ...<http://www.toagosei.co.jp/>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、取締役会において決議しました内部統制システムの基本方針に基づき、組織および内規の見直し等を適宜行い、会社業務の適正を確保する体制を強化するなど、コーポレートガバナンス体制の強化を図るための諸施策を実施しています。

(1) リスク管理体制の整備の状況

当社グループにおいては、事業上のリスクをはじめとしたあらゆるリスクについて、各リスクに該当する部門がリスク発生の可能性を十分に認識し、当社グループの経営成績および財政状況への影響を最小限に抑えるべく、関係各所と連携し、適切な対応に努めております。当社は、リスク管理委員会において、グループ全体のリスクを把握・管理するため、リスクの洗い出しや評価、それに基づくリスク対策の策定、対策状況のチェックなどを定期的に行い、グループ全体でのリスク低減に取り組んでおります。

(2) コンプライアンス

当社グループ全体でコンプライアンスを重視する経営を推進するため、従来からのコンプライアンス体制をより充実させ、次に掲げる具体的施策を実施しております。

具体的施策

東亜合成グループ行動憲章、東亜合成グループ行動基準マニュアルの制定・配布による周知徹底

当社グループの役員、従業員を対象とするコンプライアンス教育の実施

顧問弁護士および当社グループの役員を委員とする「コンプライアンス委員会」の開催

企業倫理ヘルプライン(コンプライアンス・ホットライン)の設置・運営

重要契約の審査を目的とする「契約審査委員会」の開催

(3) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(イ) 当社は、情報開示を掌握するIR担当取締役(グループ経営本部長)を委員長とし、コーポレート部門長が選任する者およびその他委員長が特に選任する者を委員とする「IR委員会」を設置しています。各委員は、自己の担当する業務情報のうち適時開示すべきものを含めIRに関する情報を委員会に報告することにより、インサイダー情報の漏洩防止に努めています。

(ロ) IR担当取締役は、決定事実・決算情報については機関決定後遅滞なく、発生事実については発生後遅滞なく開示を行います。なお、発生事実に関する適時開示は、原則として、経営会議の承認を得た後に行うこととしていますが、緊急を要する場合は、代表取締役の承認を得て行うこととしています。

(ハ) グループ経営本部の下には、情報取扱責任部署であり、IR委員会の事務局であるIR広報部を置いています。IR広報部は、TDnetの利用等により適時開示を行っています。



